

平成28年度 第1回 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 議事録

- 日 時 平成28年7月29日（金）午前10時30分～午後0時24分
- 場 所 宇都宮市役所14B会議室（14階）
- 出席者
 - [委 員] 福田委員，大山委員，唐木委員，三條委員，東原委員，浜野委員，
横松委員，赤沼委員，岩戸委員，大森委員
 - [欠 席] 塩澤委員，山口委員，松本委員，依田委員，渡邊委員
 - [事務局] 高齢福祉課長，高齢福祉課介護保険担当主幹，高齢福祉課課長補佐，
高齢福祉課企画グループ係長，相談支援グループ係長，
福祉サービスグループ係長，認定審査グループ係長，
介護保険料グループ係長，高齢福祉課職員4名

- 公開・非公開の別 公開

- 傍聴者 1名

■ 会議経過

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 議事 本市の「介護予防・日常生活支援総合事業」について

《発言要旨》

- ・ 協議事項 本市の「介護予防・日常生活支援総合事業」について

唐木委員 : 短期集中型サービスの実施方法は委託となっており，金額については記述がなかったが，どのような形になるのか。また，総合事業を行う上で重要となる生活支援コーディネーターについて，現在，研修受講者はどの程度おり，4月以降，何人配置していくつもりなのか。

事務局 : 短期集中型サービスについては，従来実施してきた事業の移行であり，委

託内容も同様となる。生活支援コーディネーターについては、国のガイドラインにおいて、協議体の中で選定すると定められていることから、今後、第一層の協議体である当分科会においてお諮りし、選定することとなる。また、生活支援コーディネーターの研修については、市職員が受講しており、今年度も県での開催が予定されていることから、必要に応じて、受講していく。なお、生活支援コーディネーターについては、国のガイドラインにおいても、事業開始と同時期に設置するとはされていないため、まずは協議体を設置し、その後、必要に応じて生活支援コーディネーターを選定していくものと考えている。

唐木委員 生活支援コーディネーターの人数は未定ということか。また、その配置も平成29年4月ではなく、それ以降となる可能性もあるということか。

事務局 今後、総合事業を実施していく中で、必要に応じて選定・配置していくものと考えている。

福田委員 総合事業を進める上で、将来の宇都宮市の目指す地域、まちづくりの姿を教えていただきたい。総合事業は将来の展望があり、そこに向かうための事業であると考えており、住民主体のまちづくりを進めていく中で、生活支援コーディネーターや協議体が有効に働くものと思う。

事務局 地域主体で支えあう姿は2025年の地域包括ケアシステムに向けても必要なことと考えている。国でも3年に一度の介護保険制度改正の中で、2025年に向かった取組を示しており、介護保険事業計画の策定に合わせ、当分科会からの意見を伺いながら進めていきたい。また、総合事業の基本的な考え方については、これまでも介護予防事業に重点的に取組んできたところであり、引き続き、介護予防を中心に高齢者の方が活躍できるような社会を目指していきたい。なお、第一層の協議体については当専門分科会で担っていただくが、第2層の協議体については、各地域で地域包括支援センターが主催している地域会議を位置づける。

福田委員 住民主体の活動の充実は必要だが、サービスを提供する上で地域のニーズはどのように把握しているのか。

事務局 予防給付相当サービスは、現在の要支援1、2のうちサービス利用者を想定している。基準緩和型については、本市の単独事業である生きがい対応型デイサービス等の利用者とはほぼ同等を想定している。住民主体型サービスについては、市内において既に一定の取組が行われており、これらの団体が総合事業に参入しやすい仕組として今回の基準を設定したものである。

福田委員 住民主体型サービスが重要と考えているが、どのような団体の参入を想定しているのか。また、事業対象者の把握については、地域包括支援セン

ターで相談を受け、チェックリストを実施し、認定をしていく流れだが、他の自治体では、全ての高齢者に一律にチェックリストを送付し、支援に繋げている自治体もある中で、本市の考え方について伺いたい。

事務局

住民主体型サービスについては、参入しやすい仕組みを考えており、その前提として、新たなサービスの担い手となる事業者やNPO、ボランティア団体等とも意見交換を進めてきたところである。また、本市ではこれまでも、特に介護予防事業に力を入れており、一般介護予防事業の中で、介護予防の普及啓発事業として健康教室など身近な地域で活動するグループ活動を創設し、それに対する支援として、「地域介護予防活動支援事業」に取り組んできたところである。現在、これらのグループが地域の中に多くあることから、今後、自らの健康づくりだけでなく、健康になった方が地域貢献活動など、担い手になっていくような仕組みとして住民主体型サービスを想定している。このため、制度開始時にはこれらのグループにも働きかけながら、参入を促していきたい。また「基本チェックリスト」については、これまで、二次予防事業の対象者を把握するために実施していたものであり、総合事業においても同様のチェックリストを活用し、事業対象者を把握していくこととされている。これまでは、本市も郵送による調査を行っていたが、国のほうで方向転換があり、郵送などによる一律の取組は効率的ではないということで、一斉に郵送する手法は原則なくなっている。このため、本市においては、総合事業の周知をしながら、地域の活動であったり、介護予防教室、健康相談等の機会を捉えて事業対象者を把握していく。

福田委員

宇都宮市としては、65歳以上の方に一斉にチェックリストを送る手法は行わないということか。

事務局

国に従い、現時点では考えていない。

福田委員

高齢者が必要とする生活支援について把握はできているのか。地域の支えあいを構築する上では、その把握が必要と考えている。

事務局

高齢者が必要とする生活支援等については、地域会議を活用しながら把握することも可能と考えている。

福田委員

地域会議は各地域でどのように行っているのか。また、地域会議と地域ケア会議を混同しているところが見られるが、違いについて伺いたい。

浜野委員

「地域会議」は宇都宮市独自の会議で、地区の代表者や民生委員、自治会長、社区社協などが集まって行う会議だが、地域の課題をどうしていくかを検討し、必要となる取組や支援について、市に提案するという会議である。もう一つは、ケアマネジャーを集めて行う個別の検討会議があり、これが国の言う「地域ケア会議」となり、一般的にはケアマネジャー中心

の会議である。今回の資料では地域包括支援センターがチェックリストの入り口となっているが、介護の相談を受ける選択肢が増えたということである。今までは、介護保険の申請を含めた相談だったが、今後はその前の段階の相談も受けられる。初めてこの図ができたと認識している。地域包括支援センターは委託事業であるため、市から示された内容によって初めてこの形が取れる。また生活支援コーディネーターを含め問題となるのは、個人情報をもどのように取り扱うかである。例えば、我々の地域会議の中で、自治会や民生委員、福祉協力員を集めたが、連合自治会の出席者は会長1人だけだった。一方で、ある自治会では、地域みんなで支える、ある自治会では個人情報を出せないなど対応が異なっている。地域包括支援センターでもそういった方と対話しているが、最終的には行政が動かないとできないものがある。総合事業の責任を誰が負うのかを決める必要がある。今の事業でもサービスが可能であるが、これから増えていく支援を必要とする高齢者の選別も必要であり、その必要性に応じて制度を構築するものだと理解している。

大森委員 総合事業や地域包括ケアシステムについては、宇都宮市医師会も議論の対象としていた。多種異種が連携していかないとうまくいかない。まだ時間のかかる部分である。

大山委員 総合事業の実施に向けたスケジュールを見ても不安がある。サービス種類、指定基準、単価、利用者負担割合を設定するに当たり、利用者や事業者と意見交換し、調整・設定してきたとのことだが、これらの基準等を設定する上で、本市が独自に設定した部分が、国の基準より緩和されているのかどうか分からない。住民・事業者の代表など、現場の意見を聞きながら進めるべきではないか。

事務局 基準等については、国の基準、ガイドライン上の基準、本市独自の基準を示しており、相当サービスについては制度上移行されていくものになるので、従来の国の基準と同様である。緩和した基準については、ガイドラインに示されている内容に基づいており、例えば、【A型】訪問サービスの人員基準については従来の介護専門職に加え、一定の研修受講者、市が実施する研修を受けた者でも認められるため、この部分が従来の基準に比べ緩和された部分である。また、報酬額についても、国において「法定給付を下回る額を設定」することとされていることから、国が想定している一定研修の要件として示されている「旧介護員養成研修3級課程」を基に、介護報酬上の減算率に従う形で整理している。また、通所型サービスについても、基本的には国のガイドラインを基に、本市が行っている福祉サービスと同水準として設定している。なお、住民に対しての補助の仕組みにつ

いては、本市の既存の補助制度と整合を図りながら調整し、今回、お示ししているところである。

大山委員 今回示された基準等については、国のガイドラインに沿う部分が多いが、本市独自はどのような部分となるのか。

事務局 基本的には国ガイドラインに従い整理をしているところであるが、詳細が示されていないものについては、国の Q&A 等を基に設定し、本市独自という形でお示ししている。

大山委員 基準緩和型の訪問型サービスについて、国のガイドラインや Q&A では報酬額は 70% とは出ていないが「法定給付を下回る額を設定する」とされていることから、市独自での減算率を設定すると決めたのか。

事務局 一定研修受講者によるサービス提供が行われるよう報酬設定したところである。

大山委員 その報酬については、それぞれの都市が決めることになるわけか。このため、宇都宮市は 70% の減算額を決めたということか。

事務局 先程御説明したとおり、本市独自の考え方として設定したものである。

大山委員 宇都宮市独自で決めた単価ということか。

事務局 本市独自の単価である。

横松委員 今までの各委員からの意見をお伺いしていると、疑問点がみんな同じである。生活支援コーディネーターをどのように決めていくのか、地域包括支援センターが今後どのように介護保険事業の中で役割を担っていくのか。地域の担い手を育てる B 型の支援が一番大切という中で、これまで宇都宮市が取り組んできたものが、今後どのように変わろうとしているかが分かりづらい。サービスの種類、事業内容、単価等について分科会から専門的な意見を聞くことが本日の会議の目的とあるが、知識が豊富な専門家が疑問を感じる場所を、どのようにまとめていくかが一番のポイントだと思う。私も行政に関わってきた中で、50 万人都市と 10 万人・5 万人都市の福祉はそれぞれ取組の内容は全く異なり、民間の力などでお願いしているところがたくさんある。そういう人たちを支援していくということになれば、この制度はここに関わるというものを見せていかないと、このような質問が出てくるのではないかと思う。

岩戸委員 やることはいいと思うが、現場の民生委員や地域住民まで、このように変わるといふ説明を徹底すべき。総合事業を進める上では、地域の方の関心がないと話が進まない。やるのはいいが、現場の声を聞いて、説明して行ってほしい。

事務局 今回の意見を踏まえ、丁寧な周知等に努めながら、みなさんに御理解していただいた上で、来年 4 月より事業が始められるよう取り組んでいきたい

い。

福田委員

総合事業をスタートする上で、地域づくりや地域の人たちにどのように理解していただき意識を醸成していくのか、みんなで支えあう地域をどうやって我々が作っていくのか等、まだまだ整理されていないところがあるのではないかと。まちづくりといっても、必要となる情報も十分行き渡っていない。地域に介護資源がどのくらいあり、介護の人数が何人で、そのうち、どのくらいが認知症なのか、そういうことも分からない中でこの話を出されても何をどうしていいのかわからない。また、地域会議であるが、一生懸命やっている地域包括支援センターもあれば、まだそこまで地域に認知されていない地域包括支援センターもあり、1人1人の自治会長の意識が違うように、地域包括支援センターの間でも差があるため、検討の余地があると思う。

横松委員

今の意見については、宇都宮市の場合では総合計画が該当すると考えるが、そのほか、それぞれの地域で地域ビジョンを作っていただき、この中で様々な提案をしながら地域課題を調整し、まちづくりを進めていると思う。しかし、地域ごとに取り組む内容が全く異なるように、その課題も異なってくる。こうした点をこれからどうしていくか、宇都宮市が一律的な事業として取り組んでいくのか、それぞれの地域の特色を活かしながら、地域と一緒に進めていくのか、これまでも、ある程度整理していると思うので、その中で、介護の問題であるとか、生活支援コーディネーターの問題等については、それぞれ専門的なところで協力し合っていかなければ、事業運営できない部分についてよく整理していけば、ある程度精度は上がっていくと思うが、やはり、専門的な協力については、スケジュールの問題等もあり、みな心配していると思う。

事務局

画一的に事業を進めることは考えていない。また、資料説明したとおり、協議体についても、第2層として地域会議を位置づけており、これにより地域の特性に応じた取組を、順次、進めていきたいと考えている。

大森委員

引き続き、生活支援コーディネーターをどのように定めていくかなど、具体的な考えを示していただく必要がある。

福田委員

この高齢者福祉専門分科会で提案されている案について、いろいろ意見を申し上げたが、資料上のスケジュールでは、8月に本市の総合事業の実施内容の決定とあるが、このままいくのか確認したい。また、当分科会からの意見を聴取する上で、重要な委員がスケジュールを抑えられないこともあり、前もって調整が必要ではあるが、もう1度審議会を開催していただきたい。住民主体の生活支援のために必要となる取組について、行政が考えるものということではなくて、主体をどこに置くのか、その人がQO

Lを保って、いかに限界値を長くするのか、そのためには地域はどう関わっていくのか、地域包括支援センターは、医師会はどうするのか、そういう組み立てのものにしていくことが一番大切だと思うので、そういう視点からの意見の場にしていただきたい。

赤沼委員　　今回示された内容については全て案となっている。案は今後協議し、議案として上程し、決を採る必要がある。それで案を消すことになる。今日のような意見を反映するのは当然だが、案が消されるのがいつなのか。議決は我々がするのか、この部分について説明をいただきたい。

事務局　　今回お示した内容は本市の案であり、この案に対する委員のみなさまからの意見を伺うものである。現時点において、事業実施に必要となる予算等が確保されたものではなく、今後、現段階での案を広く事業者等にお示ししていきながら、先行して総合事業に移行している他市同様に、参入を考えている事業者から様々な質問をいただく形となると思うので、そのような質問に対し、回答しながら調整し、29年4月に向けて動いていく形となる。このため、引き続き、当分科会に報告するとともに、意見をいただいていく。なお、総合事業の内容を決定するのは本市であり、審議会からは御意見をいただきながら市の決定をしていくものとなる。

赤沼委員　　了解した。であれば、なおさら、本日の各委員から意見を反映させる機会を設けなければならない。我々は何のためにここに来ているのかということを行行政側はよく把握していただきたい。

事務局　　今日、頂いた意見等も踏まえ、事業内容を決定していきたい。

福田委員　　宇都宮市が他市に誇れるものを作るのであれば、まずは、「地域包括ケアシステム」が将来どうなるのかというグランドデザイン、ビジョンを示してほしい。それと横断的な組織になる必要があると考えており、ここは高齢者福祉部会だが、地域づくりであれば「みんなでまちづくり課」、また、例えばシルバー人材センター、シルバー大学、あるいは、生涯学習となれば教育委員会が担当している。それから住まいを考えると、高齢者、特に生活困窮高齢者が増えていくことが見込まれる。また、独居の老人が増えることは当然のことながら見込まれる。その人たちの住まいをどうするのかとなった時は、担当課が高齢福祉課ではなく、別の課になるので、横断的な行政の地域包括ケアシステムを考える担当課があってしかるべきだと思うので設置していただきたい。また、情報を行政が把握して、せめて、地域包括支援センター単位でお示しいただきたい。地域が持っている地域資源がどこにある、高齢者の要介護度別の人数、それぞれがどういう状況なのか、要支援1の人でも体のどこが悪いのかはその人によって違うので、そういうものを把握したり、病歴等をしっかりリサーチした上で、

健康づくりとしていかなければ、本当の意味での地域包括ケアシステム、まちづくりを含めた将来の宇都宮の構想となっていかならないと思うので、是非、そこは要望したい。

大山委員 生活支援コーディネーターを来年の4月までに、何人養成する目標なのか、最大どのくらいずつ育成していく考えなのか。また、現在、何人養成しているのか伺いたい。

事務局 生活支援コーディネーターは、必ずしも事業開始時点に置くものではなく、基本的には、協議会の中で事業を進める上でどういう方がふさわしいのか、御議論いただきながら決めていくものと考えており、引き続き、第1層の協議体である社会福祉審議会の中で、御議論いただきたいと考える。

大山委員 私は、総合事業はコーディネーターが中心で、1番の役割のものだと思っているが、第1層と第2層の協議体の中で、今後、どういう人物がいいかを協議しながら、同時進行していくのか、総合事業がスタートする前にコーディネーターを何人設置するという目標値はないのか。コーディネーターが誕生しない場合、どこが動くのか、地域包括支援センターなのか。

浜野委員 我々がやっている地域会議の中で協議しているが、社会福祉協議会の福祉協力員は2,000人以上おり、本市にとっても財産である。そのことが、生活支援コーディネーターという言葉で切られたときに、今までの制度は何だったんだとならないように整合を図っていただきたい。彼らは自治会で活躍しているので、彼らが活躍できる場を作っていかなければ、宇都宮市の利益にはならない。生活支援コーディネーターは単なる資格という考えではいけないと思う。

横松委員 生活支援コーディネーターとして活動が可能な団体を見つけていくということになると、なかなか意見が出ないと思うので、市としてあらかじめ検討しておいた方がよい。4月のスタートに向けて、協議体において生活支援コーディネーターを選ぶことは困難と考える。

大山委員 例えば、宇都宮市には福祉協力員がいると思うがいかがか。

横松委員 福祉協力員の活動についても、自治会との連携により取組んでおり、自治会の役員が福祉協力員を兼ねているなど、各層が一緒になっている。このため、事業内容を調整できるコーディネーターをどのように置いていくか等を整理しながら、理解してもらえる考え方を示していかならないと難しい。

岩戸委員 スタートはいいが、現場が分かっておらず、ただスタートすると、各々が壁に当たってしまうことがある。それを、いつクリアしてもっていくかなど、きちんと示さないと来た価値がない。分科会に事業内容の決定権は

ないが、中身が見えていないため、もう少し検討してもらわなければ、意見も出しにくい。地域にも配信しなければいけない。1回ではなく、何回も、このあたりをよろしくお願いしたい。

4 その他

- 大森委員 その他に何かあるか。
- 赤沼委員 会議開催にあたっての日程調整について、せめて3週間前に行っていただきたい。
- 岩戸委員 会議の開催は夜でも結構なので、1人でも多くの方が参加できるようにお願いしたい。
- 福田委員 参加できない場合、代理は効かないのか。欠席の場合、事前に意見を聴き取り、委員に公表してはどうか。
- 事務局 代理の規定はないが、欠席委員からの意見確認については他の分科会の取り扱いを確認したい。
- 大森委員 その他、事務局から何かあるか。
- 事務局 次回分科会については、今後、会長と調整し、御案内する。また、本日の会議録は、事務局で作成出来次第、郵送するので、内容の確認をお願いしたい。